

総務省消防庁国民保護推進本部設置要綱

第1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の公布に伴い、国民保護法における地方公共団体及び消防の役割を支援し、地方公共団体及び消防における国民保護の実施体制を確立していくため、総務省消防庁国民保護推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

第2 推進本部は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 地方公共団体及び消防における国民保護の総合的な推進方策の検討及び実施
- (2) 総務省消防庁の国民保護計画の作成及び総務省消防庁における国民保護の総合的な推進方策の検討及び実施
- (3) 国民保護の総合的な広報政策についての検討及び実施

第3 推進本部の構成員は次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

本部長	消防庁長官
副本部長	消防庁次長（本部長代理）、消防庁審議官、消防大学校長
顧問	独立行政法人消防研究所理事長
本部員	総務課長、消防課長、消防課参事官、予防課長、防火安全室長、危険物保安室長、防災課長、防災情報室長、震災等応急室長、特殊災害室長、広域応援対策官、救急救助課長、国民保護室長、国民保護運用室長
オブザーバー	総務省大臣官房総務課長、総務省自治行政局自治政策課長、総務省自治財政局財政課参事官、総務省情報通信政策局放送政策課長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課長、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課長

第4 推進本部の会合は、本部長が招集する。

- 2 副本部長のうち消防庁次長を本部長代理とする。
- 3 本部長代理は、本部長を助け、本部長が不在の場合、その職務を代行する。

第5 推進本部の任務の詳細を検討させるため、推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会の構成は、次のとおりとする。

代表幹事	国民保護室長
副代表幹事	国民保護運用室長
幹事	消防課参事官、広域応援対策官、本部員を構成する各課室の理事官又は課長補佐担当職にある者及び代表幹事が指名する者
事務局	国民保護室

第6 推進本部の庶務は、国民保護室及び国民保護運用室において処理する。

第7 前各号に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月2日から施行する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置
に関する法律等について

総務省消防庁国民保護室・国民保護運用室

武力攻撃事態対処法の構成(国民保護法成立後)

<第1章 総則>

- ・武力攻撃事態等への対処に関する基本理念
- ・国、地方公共団体等の責務
- ・国と地方公共団体との役割分担
- ・国民の協力

<第3章 武力攻撃事態等への対処に関する 法制の整備>

<第2章 武力攻撃事態等への対処の ための手続等>

- ・対処基本方針
 - ・対処基本方針に定める事項
 - ・内閣総理大臣の承認
 - ・対処基本方針案の作成と閣議決定の求め
 - ・対処基本方針の国会承認
 - ・対処基本方針の公示
 - ・対処基本方針の廃止
- ・対策本部
 - ・対策本部の設置
 - ・対策本部の組織
 - ・対策本部の所掌事務
 - ・対策本部長の権限(総合調整)
- ・内閣総理大臣の権限
 - ・地方公共団体等への指示
- ・損失に関する財政上の措置
- ・安全の確保
- ・国連安保理事会への報告
- ・対策本部の廃止

<第4章 緊急処理事態その他の緊急事態 への対処のための措置>

- ・緊急処理事態対処方針
 - ・緊急処理事態の定義
 - ・緊急処理事態対処方針に定める事項
 - ・緊急対処措置の定義
 - ・緊急処理事態対処方針案の作成と閣議決定の求め
 - ・緊急処理事態対処方針の国会承認
 - ・緊急処理事態対処方針の公示
 - ・緊急処理事態対処方針の廃止
- ・緊急処理事態対策本部の設置
- ・緊急処理事態への準用
(基本理念、国、地方公共団体の責務、国と地方公共団体との
役割分担、国民の協力、対策本部、安全の確保等)
- ・その他の緊急事態対処のための措置
 - ・武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処
 - ・情報の集約並びに事態の分析及び評価を行うための態勢の充実、警察、海上保安庁等と自衛隊の連携の強化等

国民保護法の構成

<第1章 総則>

- ・国、地方公共団体等の責務
- ・国民の協力
- ・配慮事項
 - ・国民に対する正確な情報の提供
 - ・基本的人権の尊重等
 - ・国民の権利利益の迅速な救済
 - ・指定公共機関の自主性の尊重等
- ・国、都道府県及び市町村が行う国民の保護のための措置
- ・国民の保護のための措置の実施体制
 - ・武力攻撃事態等現地対策本部の設置
- ・国民の保護に関する「基本指針」「計画」「業務計画」
 - ・国の基本指針
 - ・国及び地方公共団体の計画
 - ・指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画
- ・都道府県及び市町村の国民保護協議会
- ・訓練
 - ・防災訓練との有機的連携に配慮

<第2章 住民の避難に関する措置>

- ・対策本部長による警報の発令
- ・対策本部長による避難措置の指示
- ・都道府県知事による住民に対する避難の指示
- ・都道府県の区域を越える住民の避難
- ・市町村等による避難住民の誘導

<第3章 避難住民等の救援に関する措置>

- ・対策本部長による救援の指示
- ・都道府県知事による避難住民等の救援の実施
(収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の貸与、医療、埋火葬等)
- ・収容施設等の確保、物資の収用等
- ・医療の確保
- ・安否情報の収集等

<第4章 武力攻撃災害への対処に関する措置>

- ・武力攻撃災害への対処
- ・生活関連等施設の安全確保
- ・原子力災害への対処、原子炉等による被害の防止
- ・危険物質等による危険の防止、放射性物質等による汚染への対処
- ・市町村長等の応急措置等(物件の除去等、退避の指示、警戒区域の設定等)
- ・消防(広域支援等)
- ・保健衛生の確保(感染症法の特例、墓地、埋葬等に関する法律の特例等)
- ・被災情報の収集等

<第5章 国民生活の安定に関する措置等>

- ・国民生活の安定(生活関連物資等の価格安定等、金銭債務の支払猶予等)
- ・生活基盤の確保(電気・ガス・水の安定的供給、運送・通信・郵便等の確保等)
- ・施設及び設備の応急の復旧

<第6・7・8・9・10章・11章・附則 その他>

- ・復旧、備蓄その他の措置
- ・財政上の措置等(損失補償、損害補償、費用負担等(訓練費用も国負担))
- ・緊急処理事態に対処するための措置(責務、緊急処理事態の認定等)
- ・雑則、罰則、事態対処法の一部改正、附則

※下線・太線部分は、国会での修正部分

1. 国会修正の主なポイント

【Ⅰ 事態対処法の改正】

1 緊急対処事態に関する事項

- ① 対処方針(緊急対処事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実、全般的な方針、緊急対処措置に関する重要事項)、対策本部の設置等に係る規定を追加する。
- ② 緊急対処事態の認定についての国会の事後承認及び国会の議決による対処措置の終了に係る規定を追加する。

【Ⅱ 国民保護法案の修正】

1 現地对策本部の設置に関する事項

- ① 武力攻撃事態等対策本部に国民の保護のための措置を行う組織として現地对策本部を置くことができることとし、所要の規定を追加する。

2 訓練に関する事項

- ① 国民の保護のための措置についての訓練については、災害対策基本法に基づく防災訓練との有機的連携に配慮するものとし、所要の規定を追加する。
- ② 国が地方公共団体と共同して実施する訓練については、地方公共団体の訓練に係る費用は原則として国の負担とし、所要の規定を追加する。

2. 地方公共団体に密接に関連する附帯決議項目

☆都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会については、その設置に当たり、それぞれの都道府県防災会議及び市町村防災会議と一体的かつ円滑な運営を可能とするために必要な検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
(衆議院及び参議院附帯決議)

☆「国民の保護に関する基本指針」を策定するに当たっては、国民の保護のための措置の実施主体である地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、並びに国民の意見を幅広く聴取すること。

(参議院附帯決議)

☆国民の保護のための措置の的確な実施が確保されるよう、地方の実情に配慮しつつ適切な支援を行うとともに、国・地方公共団体間の十分な連携体制を整備すること。

(参議院附帯決議)

3. 総務省(消防庁)の担当する事務

1. 警報及び避難措置の通知

- ・対策本部長(内閣総理大臣)による警報の発令及び避難措置の指示を「総務大臣」が都道府県知事に通知

2. 都道府県の区域を越える避難における勧告

- ・県境を越える避難に際して、必要と認める場合には、関係都道府県知事に勧告

3. 安否情報の収集及び提供

- ・地方公共団体が安否情報を収集
- ・都道府県知事は「総務大臣」に報告
- ・総務大臣及び地方公共団体の長は、照会に応じ情報提供

4. 被災情報の収集及び提供

- ・地方が被災情報を収集し「総務大臣」報告し、「総務大臣」は対策本部長に報告

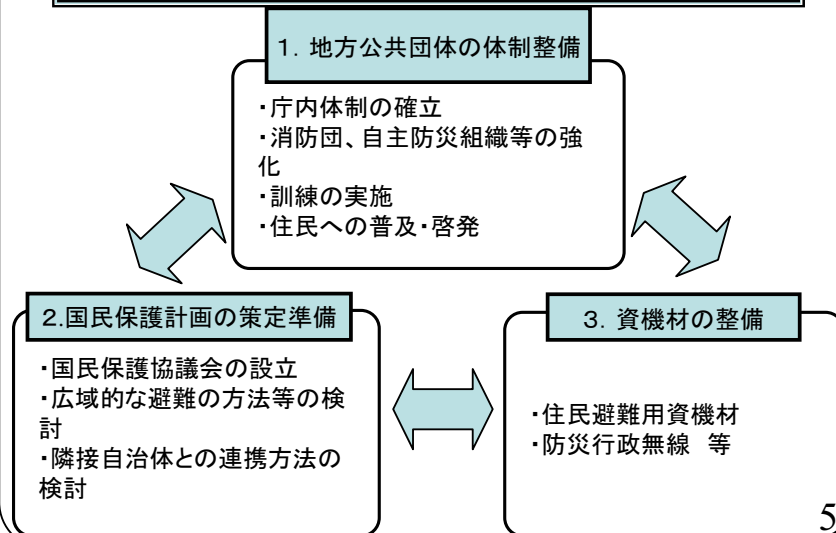
5. 職員の派遣のあっせん

- ・都道府県知事は「総務大臣」に職員の派遣のあっせんを求めることが可能
- ・「総務大臣」は求めに応じ各大臣等にあっせん

6. 地方公共団体との各種連絡調整

- ・都道府県が策定する国民保護計画の事前協議や対策本部の設置の通知など
- ・その他地方公共団体を実施する事務に必要な情報提供

平成16年度以降の地方公共団体の事務



4. 国民保護法における消防に関連する事項

1. 消防の任務

・「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならない。」

2. 避難住民の誘導

- ・市町村長は、市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導
- ・市町村の職員並びに消防吏員及び消防団員は、必要な警告又は指示をすることができる
- ・消防吏員は、危険な場所への立入の禁止、退去、その他の措置を講ずることができる(ただし、警察官等がその場にいない場合)

3. 発見者の通報義務

・武力攻撃災害の兆候を発見した者は、市町村長又は消防吏員、警察官等に通報しなければならない

4. 消防庁長官の指示

・【市町村長に対する指示】

消防庁長官は、特に緊急を要し都道府県知事の指示を待ついとまがない場合、市町村に対し、武力攻撃災害の防御のための消防に関する措置について指示

・【都道府県知事に対する指示】

消防庁長官は、都道府県知事に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置について指示

・【応援に関する指示】

消防庁長官は、都道府県知事に対し、消防の応援等に関して指示

消防庁長官は、特に緊急を要し、必要があると認められる場合、直接市町村に対し指示

・【消防に関する安全の確保】

上記指示をするときは、出勤する職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない

5. 地方公共団体に対する財政措置

【国民保護法における国・地方の費用負担の考え方】

■国負担

- ①住民の避難に要する費用
- ②避難住民等の救援に要する費用
- ③武力攻撃災害への対処に要する費用
- ④損失補償等に要する費用
- ⑤国と地方公共団体が共同して行う訓練に要する費用

＜国会修正で国・地方の共同訓練も国庫負担に＞

※武力攻撃災害の復旧に係る費用については、武力攻撃事態終了後に別に法律を定め、国費による必要な財政上の措置

■地方負担

- ①計画作成や協議会の設置・運営などに要する費用
- ②普及啓発などに要する費用
- ③左のうち下記に掲げる費用
 - I. 職員の人件費
(固定給部分)
 - II. 管理や事務執行の費用
 - III. 公共的施設の管理費用

■国民保護法中、国民の保護のための措置その他国民保護法に基づいて実施する措置に要する費用について、国庫補助金の根拠規定が設けられている

【今後の財政措置の考え方】

- ・今後、資機材の整備等、国民の保護のための措置に必要な補助金等の財政措置を検討
- ・平成16年度においては、都道府県については4人、市町村については1人分の人件費を地方交付税で措置(事務費を含む)
- ・今後の地方公共団体の事務量に応じて、地財措置の充実を検討

6. 平成16年度における地方財政措置

今国会で成立した国民保護法において、都道府県及び市町村は、国民の保護のための措置の実施に当たって重要な役割を果たすこととされており、平成16年度においては、都道府県及び市町村の体制整備等について、下記の通り地方交付税措置を講じたものである。

(平成16年度措置)

○都道府県（標準団体ベース）

- ・ 国民の保護に関する計画策定、普及・啓発、訓練等に要する経費 19,130千円
- ・ 上記業務に従事する職員の配置について(既存職員の振替) 4名

○市町村（標準団体ベース）

- ・ 地域情報の収集、普及・啓発等に要する経費について 169千円
- ・ 上記業務に従事する職員の配置について(既存職員の振替) 1名

7. 国民保護法の円滑な運用のための消防庁の対応

(1) 施策

消防庁における制度の充実強化のための検討

●国民保護法における消防行政の企画立案

- ・国民保護法制の制度調査
- ・他省庁との連携の強化 等

●消防庁が運用するシステム等の検討

- ・警報の伝達システム、指揮系統システムの標準化の検討
- ・安否情報の収集・提供方法 等

地方公共団体における実施体制整備の支援

●制度・体制の整備

- ・国民保護モデル計画策定
(地方団体の計画策定推進)
- ・教育・研修・啓発検討
- ・避難マニュアル等策定 等



●運用

- ・警報・避難体制の整備
- ・避難誘導のための地域情報収集
- ・国民保護訓練の実施 等

(2) 組織

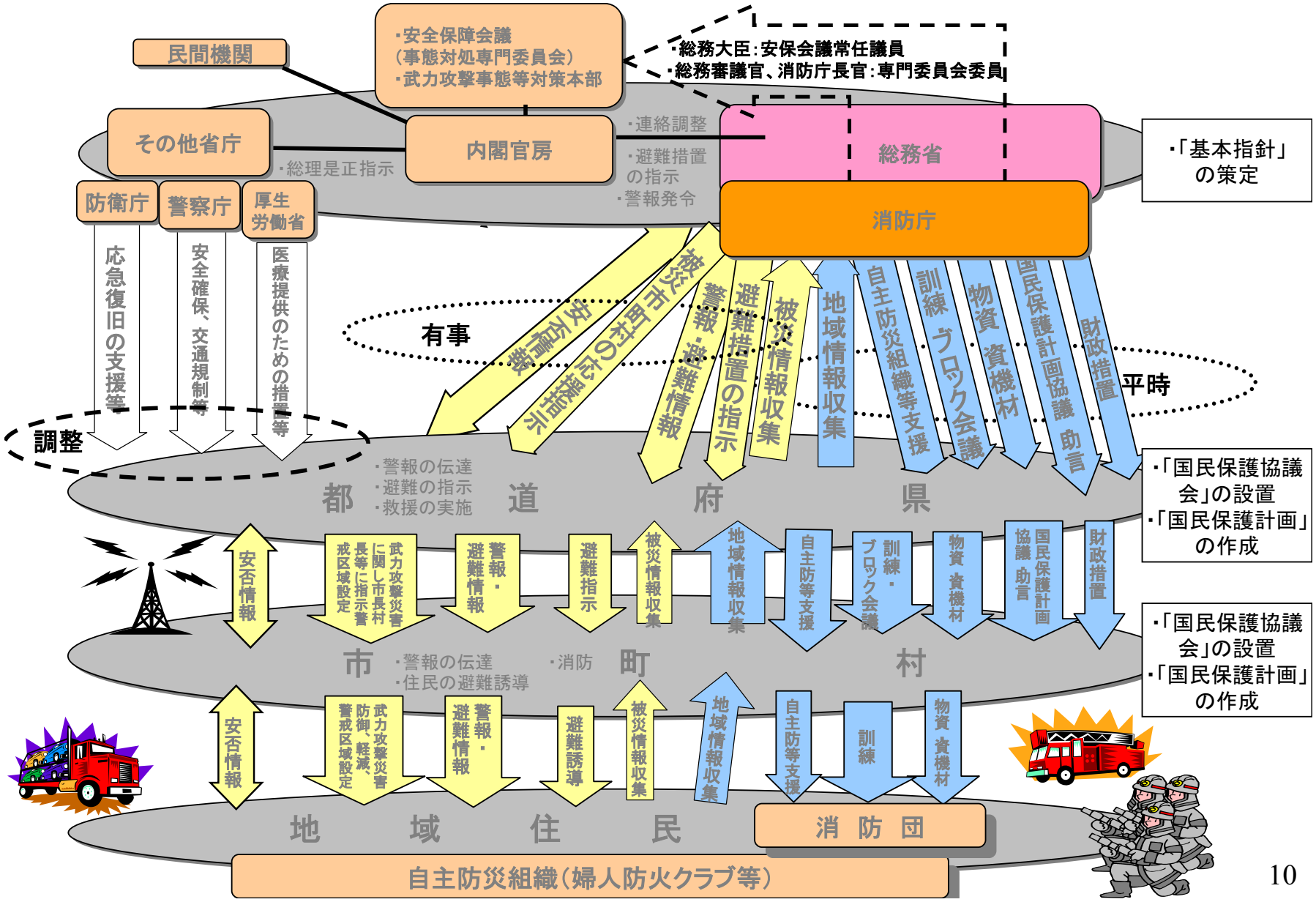
平成16年4月1日より
国民保護準備室設置

法律成立

7月初旬か
らを予定

- ・ 国民保護室【総合的な企画・立案】
- ・ 国民保護運用室【運用方策の検討】 9

【参考】 国民保護法の実施イメージ



事 務 連 絡
平成 16 年 6 月 28 日

各都道府県国民保護担当部局 御中

消防庁 国民保護準備室

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置
に関する法律について

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」は、平成 16 年 6 月 18 日に公布され、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされました。

国民保護法の施行に向けた政令の制定等必要な事項については、現在、内閣官房を中心に関係省庁において、鋭意検討が進められているところでありますが、国民保護法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体の連絡調整を担当する総務省消防庁において、地方公共団体の参考に資するため、取り急ぎ、消防庁に関する事項のほか、国会における審議の状況や内閣官房等における検討状況を踏まえ、別添のとおり、現時点における留意事項等を作成しましたので、お知らせいたします。

なお、内容等につきましては、取り急ぎ作成したものでありますので、今後、精査の結果、変更等がありうることをご理解いただきたく存じます。

おって、貴都道府県内の市町村及び消防関係機関等に対しても周知されますようお願いいたします。

I 総括的事項

1 国民保護法について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）に定められた基本的な枠組みに沿って、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的としており、地方公共団体は、警報の伝達や避難の指示、救援の実施等の国民の保護のための措置の多くを実施する責務を有するなど、大きな役割を期待されています。

また、消防も、市町村長の指揮の下に避難住民を誘導することや、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護し、武力攻撃災害を防除及び軽減することが任務として規定されるなど、重要な役割を担うこととされています。

このため、各地方公共団体においては、国民の保護のための措置における役割の重要性を踏まえ、今後、国民保護法の施行に向けて、所要の準備を進めていただく必要があります。

2 国民保護法成立までの経緯

(1) 国民保護法案の国会提出まで

平成 15 年 6 月 13 日に公布、施行された事態対処法においては、国民の保護のための法制の整備を行うことが規定されており、また、事態対処法の審議において、衆参両院の委員会では、国民の保護のための法制の整備は、事態対処法の施行の日から 1 年以内を目標として実施する旨の附帯決議が議決されました。

これを踏まえ、政府は、直ちに、国民保護法制整備本部を開催し、内閣官房を中心に検討を開始し、2 回にわたり都道府県知事との意見交換会を開催するなど、地方公共団体の意見を反映するための取組みも行った上で、国民保護法案を本年 3 月 9 日に閣議決定し、同日、国会に提出しました。

(2) 国会における審議の経過

国民保護法案は、4 月 13 日に衆議院本会議における趣旨説明・質疑の後、「武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会」に付託され、同委員会において、4 月 14 日から 5 月 19 日まで審議が行われました。5 月 19 日に、自由民主党、公明党、民主党の与野党 3 党の共同提案として法案の一部修正案が提出され、5 月 20 日の衆議院本会議において、修正案のとおり修正可決され、参議院に送付されました。

参議院においては、5 月 26 日に参議院本会議において趣旨説明・質疑が行われた後、「イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員

会」に付託され、5月27日から6月14日まで審議が行われました。

このような経過を経て、6月14日、参議院本会議において、衆議院修正後の案のとおり可決・成立したところです。

(3) 国会における修正の主な内容及び附帯決議

ア 国会における修正の主な内容は、次のとおりです（詳細は、内閣官房の資料を参照して下さい。）。

○ 緊急処理事態に関する事項として、緊急処理事態対処方針、その国会承認等の規定が事態対処法に追加されたこと。

○ 国民保護法案に、国の現地対策本部の設置、国民の保護のための措置についての訓練と災害対策基本法に基づく防災訓練との有機的連携への配慮、国が地方公共団体と共同して実施する訓練についての地方公共団体の費用の国庫負担の規定が追加されたこと。

イ 衆議院及び参議院において、附帯決議が議決されていますが、そのうち、地方公共団体に密接に関連するものとしては以下の項目があります。

○ 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会については、その設置に当たり、それぞれの都道府県防災会議及び市町村防災会議と一体的かつ円滑な運営を可能とするために必要な検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。（衆議院及び参議院附帯決議）

○ 「国民の保護に関する基本指針」を策定するに当たっては、国民の保護のための措置の実施主体である地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関並びに国民の意見を幅広く聴取すること。（参議院附帯決議）

○ 国民の保護のための措置の的確な実施が確保されるよう、地方の実情に配慮しつつ適切な支援を行うとともに、国・地方公共団体間の十分な連携体制を整備すること。（参議院附帯決議）

II 今後のスケジュールについて

1 国民保護法の施行及び政令の制定について

国民保護法は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

なお、国民保護法において政令で定めることとされている事項については、現在、内閣官房及び関係省庁において、検討が鋭意進められているところです。

2 国の基本指針及び指定行政機関の国民の保護に関する計画について

政府は、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、基本指針を定めることとされていますが、基本指針については、内閣官房を中心に、国民保護法成立後、概ね1年以内を目途としつつできる限り早期に策定するよう、検討を進めていくこととしています。

なお、基本指針の策定に当たっては、地方公共団体の意見を反映させるため、地方公共団体から意見を聴取する機会を設けることも検討されています。

また、指定行政機関の国民の保護に関する計画については、それぞれの関係省庁において、政府の基本指針を踏まえ、速やかに作成作業が進められるものと見込まれています。

なお、指定行政機関については、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号）第1条において定められており、参考までに示すと、以下のとおりとなっています。

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省

3 都道府県国民保護計画及び都道府県国民保護協議会について

都道府県の国民の保護に関する計画（以下「都道府県国民保護計画」という。）は、都道府県が国民の保護のための措置を実施する上で基本となるものであり、かつ、市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）の前提となる重要なものであります。このため、速やかに作成作業に着手していただきたいと考えており、平成17年度の作成を目途として、所要の準備を進めていただきたいと考えています。

また、都道府県国民保護計画の諮問機関である都道府県国民保護協議会については、計画の策定を円滑に進める観点から、今年度中に、国民保護協議会の設置のための条例制定等所要の準備を進めていただきたいと考えています。

4 都道府県国民保護計画の協議等について

都道府県知事は、都道府県国民保護計画を作成するときは、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならないこととされていますが、計画の協議に当たっては、消防庁が関係省庁との協議等の窓口となって、調整を行うこととなる予定です。

消防庁は、国民保護法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体の連絡調整に関する事項を所掌することとなっていますので、計画の協議に限らず、必要に応じ、地方公共団体と関係省庁との連絡調整を行っていきたいと考えています。

5 市町村国民保護計画及び市町村国民保護協議会について

市町村国民保護計画は、都道府県国民保護計画に基づき作成するものであるため、都道府県国民保護計画の作成後に作成することとなりますが、できるだけ速やかに作成できるよう、都道府県・市町村間において、都道府県国民保護計画の作成段階から連携・協力を図りながら、所要の準備を進めていただくようお願いします。

また、市町村国民保護協議会については、市町村国民保護計画の円滑な作成のために、早期に設置できるよう所要の準備を進めていただきたいと思います。

なお、市町村において、必要がある場合には、個別の問題等についても、直接、消防庁にご相談いただけるようにしていきたいと考えています。

6 消防庁における今後の取り組み

(1) 地方公共団体に対する説明会の開催や国民保護法の施行に当たっての助言

8月中までを目途に、都道府県及び市町村の国民保護担当者等を対象とした説明会を、全国各ブロックごとに開催する予定です。

また、国民保護法の施行に際し、必要となる国民保護対策本部及び国民保護協議会に関する条例の参考例等について、今後検討し、提示する予定です。

(2) 国民保護モデル計画の作成及び提示

消防庁では、地方公共団体における国民の保護に関する計画の作成を支援するため、政府の基本指針の策定状況を踏まえつつ、都道府県モデル計画については今年度に、市町村モデル計画については平成17年度に作成し、提示することを予定しています。

なお、モデル計画の作成に当たっては、地方公共団体の意見を反映させるため、地方公共団体から意見を聴取する機会を設けることなどを検討しています。

Ⅲ 国民保護法に関する留意点等について

国民保護法に関する主な留意点等を示すと、以下のとおりです。

第一 総則に関する事項

1 通則に関する事項

- (1) 通則では、国及び地方公共団体の責務と相互の連携協力、国民の協力等、基本的人権の尊重、国民の権利利益の迅速な救済等が定められています。

(第3条、第4条、第5条、第6条関係)

- (2) 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、国の基本的な方針に基づき、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有すること、国と並んで、自主防災組織及びボランティアの自発的な活動に対し、支援を行うよう努めなければならないこと、日本赤十字社の自主性の尊重や放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の言論その他表現の自由への配慮、国民に対する情報提供、高齢者、障害者等特に配慮を要する者への留意が規定されています。

(第3条、第4条、第7条、第8条、第9条関係)

- (3) 指定地方公共機関は、都道府県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものとされています。なお、指定公共機関の指定について、現在、内閣官房及び関係省庁において検討が進められているところであり、そのあり方も踏まえ、指定地方公共機関の指定についても検討していただくことになるものと考えています。

(第2条関係)

2 国民の保護のための措置の実施に関する事項

- (1) 都道府県知事及び市町村長は、対処基本方針が定められたときは、都道府県国民保護計画又は市町村国民保護計画で定めるところにより、国民の保護のための措置を実施しなければならないものとされています。

(第11条、第16条関係)

(2) 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請することができるものとされています。

なお、具体的な派遣要請の手続等については、今後、関係省庁において、検討していくこととしています。

(第 15 条関係)

3 国民の保護のための措置の実施に係る体制に関する事項

国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村の指定についての閣議の決定があった旨の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、都道府県国民保護計画及び市町村国民保護計画で定めるところにより、都道府県対策本部及び市町村対策本部を設置しなければならないものとされています。

(第 25 条、第 27 条関係)

4 国民の保護に関する計画に関する事項

都道府県知事及び市町村長は、それぞれ基本指針又は都道府県国民保護計画に基づき、都道府県国民保護計画又は市町村国民保護計画を作成しなければならないこととされており、計画に定める事項は、それぞれ国民保護法第 34 条第 2 項各号又は第 35 条第 2 項各号に掲げるとおりとされています。

(第 34 条、第 35 条関係)

5 都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会に関する事項

(1) 国民保護協議会の委員は、都道府県知事は国民保護法第 38 条第 4 項各号、市町村長は国民保護法第 40 条第 4 項各号に掲げる者のうちから、任命するものとされています。なお、各号に掲げられている者すべてを任命しなければならないものではありません。

(第 38 条、第 40 条関係)

(2) 国民保護協議会の委員と地方防災会議の構成員を兼ねることは差し支えないものであり、重複することも多いと考えられます。このため、衆参両院の附帯決議の趣旨も踏まえ、国民保護協議会と地方防災会議を同日に開催することや、両者の密接な連携を図ることなど、その効率的な運営に努めていただきたいと思います。

6 組織の整備、訓練等に関する事項

- (1) すでに多くの都道府県においては、危機管理担当幹部職の設置や国民保護の専任の担当職員の配置などにより、危機管理体制の強化を図っていただいているところではありますが、これらの取り組みも参考にしつつ、今後においても、必要な組織・体制の整備に努めていただきたいと考えています。

なお、平成16年度においては、都道府県及び市町村における国民保護に関する業務に従事する職員の配置について、標準団体ベースで都道府県4名、市町村1名分の地方交付税措置が講じられています。

(第41条関係)

- (2) 地方公共団体の長は、それぞれその国民の保護に関する計画の定めるところにより、国民の保護のための措置についての訓練を行うよう努めなければならないものとされています。なお、国会における法案修正により、訓練を行う場合には、災害をも含めた幅広い事態に対応できるように、災害対策基本法の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮することとされています。

(第42条関係)

- (3) 国と地方公共団体が共同して実施する訓練については、今後、内閣官房や関係省庁とも協議しつつ、検討していく予定としているほか、消防庁では、国民保護モデル計画の作成等を通じて、地方公共団体における実践的かつ効果的な訓練のあり方についても、検討していく予定としています。

第二 住民の避難に関する措置に関する事項

1 警報の発令等に関する事項

- (1) 対策本部長による警報の具体的な発令方法等については、今後、内閣官房、消防庁等で検討していくこととしていますが、警報は、総務大臣を通じて都道府県知事に通知することとされており、具体的には、消防庁から都道府県に通知することを予定しています。

(第44条、第45条関係)

- (2) 国から警報の通知を受けた都道府県知事は、直ちに、その内容を区域内的の市町村の長等に通知し、都道府県知事から警報の通知を受けた市町村長は、直ちに、その内容を住民及び関係団体に伝達しなければならないこととされており、防災行政無線等を活用して、伝達していただくことが必要となります。

(第46条、第47条関係)

2 避難の指示等に関する事項

対策本部長は、警報の発令をした場合において、住民の避難（屋内への避難を含む。以下同じ。）が必要であると認めるときは、総務大臣を経由して、関係都道府県知事に対し、直ちに、所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示することとされており、具体的には、消防庁から都道府県に対して通知することを予定しています。また、要避難地域を管轄する都道府県知事は、市町村長を経由して、住民に対し、直ちに、避難すべき旨を指示しなければならないこととされています。

（第 52 条、第 54 条関係）

3 避難住民の誘導に関する事項

- (1) 市町村長は、避難の指示があったときは、直ちに、避難実施要領を定めなければならないこととされています。このため、各市町村においては、避難の指示があったときは、直ちに避難実施要領を策定できるようあらかじめ準備しておくことが必要になりますが、これを支援するため、消防庁では、今後、市町村における避難実施要領の迅速な策定に必要な事項を検討していくこととしています。

（第 61 条関係）

- (2) 市町村長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならないものとされています。

（第 62 条関係）

- (3) 市町村長は、避難住民を誘導するため必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請することができることとされています。また、警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長は、あらかじめ関係市町村長と協議し、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるようにすることとされています。これらの具体的内容については、今後、関係省庁において、検討を進めていくこととしています。

（第 63 条、第 64 条関係）

- (4) 都道府県知事又は市町村長は、避難住民を誘導するため、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民の運送を求めることができることとされています。したがって、運送事業者を指定地方公共機関に指定するに当たっては、各都道府県の事情に応じ、運送を求めることが想定される者をあらかじめ相手方の意見を聴いて、指定地方公共機関に指定することとなります。

（第 2 条、第 71 条、第 72 条関係）

第三 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

1 救援に関する事項

都道府県知事が行う避難住民等の救援の内容については、国民保護法第 75 条第 1 項各号に掲げるとおりとされていますが、救援の程度、方法及び期間に関しては、内閣官房、厚生労働省等関係省庁において必要な検討を進めていくこととしています。

(第 75 条関係)

2 安否情報の収集等に関する事項

(1) 市町村長及び都道府県知事は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民の安否情報を収集し、整理するよう努めるとともに、都道府県知事又は総務大臣に対し、当該安否情報を報告しなければならないものとされています。

(第 94 条関係)

(2) 地方公共団体の長は、安否情報について照会があったときは、速やかに回答しなければならないこととされ、その際は、個人の情報の保護に十分留意しなければならないものとされています。

(第 95 条関係)

(3) 安否情報の収集等については、安否情報の種類、照会に対する回答の方法等についての政令をはじめ、消防庁等関係省庁において検討を進めていくこととしており、今後、消防庁において、安否情報の収集、整理及び報告に関する具体的なシステムの構築及び運用の方法等について、検討していくこととしています。

第四 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

1 通則に関する事項

(1) 消防は、消防組織法第 1 条に規定されている任務と同じく、武力攻撃事態等において、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護し、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する任務を有するものとされています。

(第 97 条関係)

(2) 武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けた市町村長等は、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やか

に、その旨を都道府県知事に通知しなければならないこととされており、都道府県知事は、必要があると認めるときは、速やかに、その旨を関係機関に通知しなければならないこととされています。

(第 98 条関係)

(3) 武力攻撃災害の兆候の消防庁に対する通知については、火災・災害等即報要領(昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知)等に定めるところにより、迅速かつ適切な報告をお願いします。

(4) 都道府県知事は、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害において、緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令しなければならないものとされています。

(第 99 条関係)

2 応急措置等に関する事項

(1) 応急措置等に関し、生活関連等施設(発電所、ダム、浄水施設等(国民保護法第 102 条第 1 項第 1 号)、危険物質等を大量に貯蔵しているような施設(同項第 2 号))の安全確保、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処(石油コンビナート等災害防止法の規定の必要な読替え)、武力攻撃原子力災害への対処、原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止、放射性物質等による汚染の拡大の防止等について規定されていますので、関係機関との連携等について、留意していただきたいと考えています。

(第 102 条、第 103 条、第 104 条、第 105 条、第 106 条、第 107 条関係)

(2) 事前措置等、応急公用負担等及び警戒区域の設定については、緊急の必要があると認めるとき等は、都道府県知事が、自らこれらの措置を講ずることができることとされています。

(第 111 条、第 113 条、第 114 条関係)

(3) 市町村長及び都道府県知事は、国の避難措置の指示がない場合であっても、退避の指示ができることとされています。

(第 112 条関係)

(4) 消防庁長官又は都道府県知事の指示については、武力攻撃災害という極めて緊迫した状況を踏まえ、平素とは異なる仕組みがとられていますので、留意していただきたいと考えています。

(第 117 条、第 118 条、第 119 条関係)

- (5) 都道府県知事は、国民保護法第 117 条第 1 項及び第 119 条第 3 項の規定による指示をするときは、出動する職員の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないように必要な措置を講じなければならないこととされていますので、留意していただきたいと思います。

(第 120 条関係)

3 被災情報の収集等に関する事項

地方公共団体の長は、武力攻撃災害による被害の状況に関する情報の収集に努めなければならないこととされており、市町村長は、収集した被災情報を速やかに都道府県知事に報告し、都道府県知事は、自ら収集し、又は報告を受けた被災情報を、速やかに総務大臣に報告しなければならないこととされています。

被災情報の消防庁に対する通知については、火災・災害等即報要領等に定めるところにより、迅速かつ適切な報告をお願いします。

(第 126 条、第 127 条関係)

第五 国民生活の安定に関する措置等に関する事項

1 国民生活の安定に関する措置に関する事項

国民生活の安定に関する措置としては、地方公共団体の長は、生活関連物資等の価格の安定等のために適切な措置を講じなければならないものとされていますので、留意していただきたいと思います。

(第 129 条関係)

2 応急の復旧に関する事項

地方公共団体の長は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害による被害が発生したときは、応急の復旧のため必要な措置を講じなければならないものとされていますので、留意願います。なお、この場合において、応急の復旧とは、武力攻撃災害によって被害が生じた施設及び設備について、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕等の措置を講ずることをいうものとされています。

(第 139 条関係)

第六 復旧、備蓄その他の措置に関する事項

- 1 地方公共団体の長は、国民の保護に関する計画で定めるところにより、武力攻撃災害の復旧を行わなければならないものとされています。武力攻撃災害の復旧とは、武力攻撃災害によって被害が生ずる前の状態に完全に復旧するため実施する

事業であって、自然災害に係る災害復旧事業に相当するものをいうものとされています。なお、武力攻撃災害の復旧に関する財政上の措置については、復旧に関する措置が的確かつ迅速に実施されるよう国費による必要な措置について、武力攻撃事態の終了後に別に法律で定めることとされています。

(第 141 条、第 171 条関係)

2 地方公共団体の長は、住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の備蓄等を行わなければならないとされていますので、留意していただきたいと考えています。

(第 142 条、第 145 条関係)

3 都道府県知事は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、管理者の同意を得て、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定することとなります。なお、具体的な政令の基準については、関係省庁において検討を進めていくこととしています。

(第 148 条関係)

4 ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等の取扱い等については、今後、関係省庁において検討を進めていくこととしています。

(第 157 条、第 158 条関係)

第七 財政上の措置等に関する事項

1 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、又は当該地方公共団体の条例で定めるところにより、武力攻撃災害による被災者の地方税その他地方公共団体の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置を講ずることができるものとされています。

(第 162 条関係)

2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に要した費用のうち地方公共団体が支弁したもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国が負担するものとされていること。ただし、平素から地方公共団体が負担している地方公共団体の職員の給与等については、地方公共団体が負担するものとされています。

(第 168 条関係)

3 国と地方公共団体が共同して行う訓練に係る費用で地方公共団体が支弁したもののについては、政令で定めるものを除き、国が負担するものとされています。

(第 168 条関係)

第八 緊急対処事態に対処するための措置に関する事項

緊急対処事態とは、大規模なテロリズムの発生など、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいうこととされています。

緊急対処事態においては、国及び地方公共団体は、武力攻撃事態等における場合と同様の責務を有することとされており、地方公共団体が行う緊急対処保護措置については、概ね武力攻撃事態等における国民の保護のための措置と同様とされていますので、留意していただきたいと考えています。

（第 195 条の規定により改正された事態対処法第 25 条、第 172 条～第 183 条関係）

第九 その他の事項

- 1 都道府県が行う措置のうち、救援に関する措置、避難施設の指定等、赤十字標章等の交付等、要請又は指示により医療を行う医療関係者に対する実費弁償及び損害補償については、政令指定都市が処理するものとされていますので、留意していただきたいと考えています。

（第 184 条関係）

- 2 国民保護法の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、都道府県警察が処理することとされているものを除き、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務とされています。

（第 186 条、附則第 3 条関係）

- 3 国民保護法附則第 15 条の規定により改正された消防組織法の規定により、国民保護法に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関する事項並びに地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関する事項が消防庁の所掌事務とされています。

（附則第 15 条関係）

【都道府県の国民保護法上の主な事務】

第1章 総則

都道府県の国民の保護のための措置の実施（法11①、②）

指定行政機関の長等に対する要請（法11④）

他の都道府県知事等に対する応援の要求（法12①）

他の都道府県知事等に対する応援（法12①）

市町村長が実施すべき国民の保護のための措置の代行及び代行の公示（法14①、②）

自衛隊の部隊等の派遣の要請（法15①）

市町村長等に対する応援（法18②）

指定公共機関及び指定地方公共機関に対する応援（法21②）

指定公共機関及び指定地方公共機関に対する要請（法21③）

国民保護対策本部を設置すべき都道府県の指定を行う旨の内閣総理大臣への要請
（法26①）

都道府県国民保護対策本部の設置（法27①）

都道府県国民保護対策本部の本部員の任命（法28②）

都道府県国民保護対策本部の副本部長の指名（法28③）

現地対策本部の設置（法28⑧）

当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整（法29①）

指定地方行政機関（指定行政機関）の長又は指定公共機関に対する職員派遣の要求
（法29③）

対策本部長に対する総合調整の要請（法29④）

市町村対策本部長の要請に基づく総合調整（法29⑥）

対策本部長に対する総合調整を行うための情報の提供の要求（法29⑧）

関係機関に対する総合調整を行うための措置の実施状況についての報告又は資料の提出
の要求（法29⑨）

都道府県警察又は都道府県の教育委員会に対する必要な措置の実施の要求（法29⑩）

都道府県対策本部の廃止（法 3 0）

都道府県対策本部に関する条例の制定（法 3 1）

指定行政機関の国民の保護に関する計画の作成のための資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力（法 3 3 ⑥）

都道府県の国民の保護に関する計画の作成（法 3 4 ①）

都道府県の国民の保護に関する計画の作成又は変更に係る関係都道府県知事の意見の聴取（法 3 4 ④、⑧）

都道府県の国民の保護に関する計画の作成又は変更に係る内閣総理大臣への協議（法 3 4 ⑤、⑧）

都道府県の国民の保護に関する計画の作成又は変更に係る議会への報告並びに市町村長等への通知及び要旨の公表（法 3 4 ⑥、⑧）

都道府県の国民の保護に関する計画を作成するための関係機関への協力の要請（法 3 4 ⑦）

市町村の国民の保護に関する計画に係る協議（法 3 5 ⑤）

指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画作成の報告の受理及び助言（法 3 6 ④）

都道府県国民保護協議会の設置（法 3 7 ①）

都道府県国民保護協議会への都道府県の国民の保護に関する計画の作成又は変更の諮問（法 3 7 ③）

都道府県国民保護協議会の委員の任命（法 3 8 ④）

都道府県国民保護協議会の専門委員の設置及び任命（法 3 8 ⑥、⑦）

都道府県国民保護協議会の組織及び運営に関する条例の制定（法 3 8 ⑧）

国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施のための組織の整備並びに職員の配置及びサービスの基準の策定（法 4 1）

国民の保護のための措置についての訓練の実施（法 4 2 ①）

第2章 住民の避難に関する措置

市町村長、関係機関等への警報の通知（法46）

避難の指示（法54①）

避難経路、交通手段、その他避難の方法の提示（法54②）

避難の指示の際の指定都市の長からの意見聴取（法54③）

避難の指示の内容の避難先地域を管轄する市町村の長への通知（法54⑤）

避難の指示の内容の関係機関及び避難施設の管理者等への通知（法54⑦）

避難の指示の内容の対策本部長への報告（法54⑧）

避難の指示の解除（法55①、②）

避難の指示の解除の関係機関及び避難施設の管理者等への通知並びに対策本部長への報告（法55③）

都道府県の区域を越える避難における関係都道府県知事との協議（法58①）

都道府県の区域を越える避難住民の受入れ及び受入地域の決定についての市町村長への通知（法58②、③）

受入地域を決定したときの要避難地域を管轄する都道府県知事への通知（法58⑤）

受入地域を決定したときの関係機関、避難施設の管理者等への報告（法58⑦）

避難の指示の解除の場合の避難先都道府県知事への通知（法58⑧）

避難の指示の解除の場合の関係機関及び避難施設の管理者への報告（法58⑨）

警察官等による避難住民の誘導の要請（法63②）

市町村長の警察官等による避難住民の誘導の要請（法63③）

市町村長に対する支援（法67①）

避難住民の誘導に関する指示（法67②）

避難住民の誘導（市町村長への通知を含む。）（法67③）

避難住民の誘導の補助（法67④）

指定公共機関又は指定地方公共機関に対する避難住民の運送の要求（法71①）

避難住民の運送に係る総合調整のための通知（法 7 2）

避難住民の運送に係る指定地方公共機関への是正指示（法 7 3②）

避難住民の運送に係る都道府県知事の是正指示に当たっての情報提供（法 7 3④）

第 3 章 避難住民等の救援に関する措置

救援の実施（法 7 5①）

市町村長への救援の事務の委任（法 7 6①）

委任した市町村長に対する指示（法 7 6①）

指定公共機関又は指定地方公共機関への緊急物資の運送の要求（法 7 9①）

特定物資の売渡しの要請、収用及び保管命令（法 8 1①、②、③）

収容施設の供与等のための土地、家屋又は物資の使用（法 8 2①、②）

公用令書の交付（法 8 3①）

立入検査等及びその場合の管理者への通知（法 8 4①、②、③）

医療関係者に対する医療の実施の要請及び指示（法 8 5①、②）

収容施設等の消防施設の基準の作成（法 8 9②）

安否情報の収集及び整理（法 9 4②）

安否情報の総務大臣に対する報告（法 9 4②）

安否情報の提供（法 9 5①）

日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集への協力（法 9 6②、③）

第 4 章 武力攻撃災害への対処に関する措置

武力攻撃災害への対処に関する措置の実施（法 9 7②）

武力攻撃災害の兆候に係る緊急通報の関係機関への通知（法 9 8⑤）

緊急通報の発令及び通知並びにその内容の対策本部長への報告
（法 9 9①、法 1 0 0①、③）

生活関連等施設の管理者に対する安全確保のために必要な措置の実施要請
（法 1 0 2①）

生活関連等施設の安全確保のために必要な措置の実施（法 102③）

危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止のため必要な措置の実施（法 103①）

危険物質等の取扱者に対する警備の強化の求め、措置命令、報告の要求
（法 103②、③、④）

関係周辺市町村長、指定行政機関の長、指定地方公共機関の長等に対する武力攻撃原子力災害の通報（法 105①、③、⑥）

武力攻撃原子力災害の応急対策実施区域等の事項を対策本部長が公示した場合の市町村長、関係機関等への通知（法 105⑧）

放射性物質等による汚染の拡大の防止のための関係市町村長等に対する必要な協力の要請（法 107③）

放射性物質等による汚染の拡大の防止に関する措置（法 108①）

武力攻撃が発生した場合にこれを拡大するおそれがあると認められる設備等の占有者等に対する当該設備の除去等の措置の実施の指示及び市町村長への通知、警察署長等への指示要請（法 111②、③）

退避の指示、退避先の指示及び市町村長への通知（法 112⑤、⑥）

土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石竹木その他の物件の使用若しくは収用、工作物の除去、保管（法 113③）

工作物等を保管したときの公示（法 113④）

警戒区域の設定、警戒区域への立入の制限若しくは禁止又は退去の命令及びその旨の市町村長への通知（法 114②）

緊急の必要があると認めるときの武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことの市町村長等に対する指示（法 117①）

市町村長への消防応援出動等の指示（法 119③）

消防に関する安全の確保（法 120）

廃棄物処理業の許可の特例（法 124③）

廃棄物処理に係る指示（法 124④）

被災情報の収集及び関係機関の被災情報の収集への協力（法 126①、②）

被災情報の総務大臣への報告（法 127②）

第5章 国民生活の安定に関する措置等

生活関連物資等の価格の安定のための措置（法129）

管理する施設及び設備の応急の復旧のため必要な措置（法139）

第6章 復旧、備蓄その他の措置

武力攻撃災害の復旧（法141）

住民の避難及び救援等に必要な物資及び資材の備蓄等（法142）

他の都道府県から避難住民を受け入れた場合の備蓄物資等の供給（法143）

国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等（法145）

避難施設の指定（法148①）

避難施設に関する変更、廃止等の届出の受理（法149）

市町村長に対する職員の派遣のあっせん（法152②）

赤十字標章等の交付又は使用許可（法157②、③）

特殊標章等の交付又は使用許可（法158②、③）

第7章 財政上の措置等

特定物資の収用等、土地等の使用、工作物等の除去の処分が行われたときの損失補償（法159①）

医療関係者に対する実費弁償（法159②）

誘導、救援、武力攻撃災害への対処に関する措置又は保健衛生の確保のための協力をした者が死亡したとき等の損害の補償（法160①）

医療関係者が死亡したとき等の損害の補償（法160②）

総合調整及び指示に係る損失の補てん（法161②）

国民の保護のための措置等に要する費用の支弁等（法164、165、166、167）

第8章 緊急処理事態に対処するための措置

緊急対処保護措置の実施（法177①）

第183条の規定により準用された規定に基づく事務のうち都道府県知事の事務（法183）

【市町村の国民保護法上の主な事務】

第1章 総則

市町村の国民の保護のための措置の実施（法16①、②）

都道府県知事に対する国民の保護のための措置の実施に必要な要請（法16④）

都道府県知事に対する指定行政機関の長等への要請の要求（法16⑤）

他の市町村長に対する応援の要求（法17①）

他の市町村長に対する応援（法17①）

都道府県知事に対する自衛隊の部隊等の派遣に係る都道府県知事に対する要請の求め、防衛庁長官への連絡（法20①、②）

指定公共機関及び指定地方公共機関に対する応援（法21②）

指定公共機関及び指定地方公共機関に対する要請（法21③）

国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定を行う旨の内閣総理大臣への要請（法26②）

市町村国民保護対策本部の設置（法27①）

現地対策本部の設置（法28⑧）

市町村国民保護対策本部の本部員の任命（法28④）

市町村国民保護対策本部の副本部長の指名（法28⑤）

当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整（法29⑤）

都道府県対策本部長に対する総合調整の要請（法29⑥）

都道府県対策本部長に対する対策本部長への総合調整の要請の要求（法29⑦）

都道府県対策本部長に対する総合調整を行うための情報の提供の要求（法29⑧）

関係機関に対する総合調整を行うための措置の実施状況についての報告又は資料の提出の要求（法29⑨）

市町村の教育委員会に対する必要な措置の実施の要求（法29⑩）

市町村対策本部の廃止（法30）

市町村対策本部に関する条例の制定（法31）

指定行政機関の国民の保護に関する計画の作成のための資料又は情報の提供、意見の陳述その他の協力（法 33⑥）

市町村の国民の保護に関する計画の作成（法 35①）

市町村の国民の保護に関する計画の作成又は変更に係る関係市町村長の意見の聴取（法 35④、⑧）

市町村の国民の保護に関する計画の作成又は変更に係る都道府県知事への協議（法 35⑤、⑧）

市町村の国民の保護に関する計画の作成又は変更に係る議会への報告及び要旨の公表（法 35⑥、⑧）

市町村の国民の保護に関する計画を作成するための関係機関への協力の要求（法 35⑦）

市町村国民保護協議会の設置（法 39①）

市町村国民保護協議会への市町村の国民の保護に関する計画の作成又は変更の諮問（法 39③）

市町村国民保護協議会の委員の任命（法 40④）

市町村国民保護協議会の専門委員の設置及び任命（法 40⑥、⑦）

市町村国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める条例の制定（法 40⑧）

国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施のための組織の整備並びに職員の配置及びサービスの基準の策定（法 41）

国民の保護のための措置についての訓練の実施（法 42①）

第 2 章 住民の避難に関する措置

住民に対する警報の伝達、関係機関への通知等（法 47①）

住民に対する避難の指示の経由（法 54①）

避難住民の受入れ（法 54⑥）

都道府県の区域を越える避難住民の受入れ（法 58⑥）

避難実施要領の策定、住民への伝達及び関係機関への通知（法 61①、③、④）

避難住民の誘導（法 62①）

避難住民の誘導に関する消防組合の管理者又は長に対する消防長、消防団長への指示の要求（法 6 2 ④）

避難住民の誘導に関する消防事務を受託した市町村長に対する消防長、消防団長への指示の要求（法 6 2 ⑤）

警察署等に対する警察官等による避難住民の誘導の要請及び都道府県知事への通知（法 6 3 ①）

避難住民を誘導する者による警告、指示（法 6 6 ①）

避難住民の復帰のための措置（法 6 9 ①②）

指定公共機関又は指定地方公共機関に対する避難住民の運送の求め（法 7 1 ①）

避難住民の運送に係る総合調整のための通知（法 7 2）

第 3 章 避難住民等の救援に関する措置

救援の実施又は都道府県知事が行う救援の補助（法 7 6 ①、②）

指定公共機関又は指定地方公共機関への緊急物資の運送の要求（法 7 9 ①）

安否情報の収集及び整理（法 9 4 ①）

安否情報の都道府県知事に対する報告（法 9 4 ①）

安否情報の提供（法 9 5 ①）

日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集への協力（法 9 6 ②、③）

第 4 章 武力攻撃災害への対処に関する措置

武力攻撃災害への対処に関する措置の実施（法 9 7 ②）

都道府県知事に対する武力攻撃災害の兆候に係る緊急通報の通知（法 9 8 ③）

緊急通報の住民等への伝達及び関係機関への通知（法 1 0 0 ②）

生活関連等施設の安全確保のために必要な措置の実施（法 1 0 2 ③）

危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止のため必要な措置の実施（法 1 0 3 ①）

危険物質等に係る警備の強化の求め、措置命令、管理状況の報告の要求（法 1 0 3 ②、③、④）

指定行政機関の長に対する武力攻撃原子力災害の通報（法 1 0 5 ③）

放射性物質等による汚染の拡大の防止への協力（法 107③）

汚染の拡大の防止に関する措置（法 108②）

設備又は物件の除去、保安等の事前措置の実施、警察署長等に対する実施の要請（法 111①、③）

退避の指示、退避先の指示及び都道府県知事への通知（法 112①、②、③）

退避の必要がなくなった旨の公示（法 112④）

土地、建物その他の工作物等の一時使用又は土石竹木その他の物件の使用若しくは収用、工作物の除去、保管（法 113①、②）

工作物等を保管したときの公示（法 113④）

警戒区域の設定、警戒区域への立入の制限若しくは禁止又は退去の命令（法 114①）

廃棄物処理業の許可の特例（法 124③）

廃棄物処理に係る指示（法 124④）

被災情報の収集及び関係機関の被災情報の収集への協力（法 126①、②）

被災情報の都道府県知事への報告（法 127①）

第 5 章 国民生活の安定に関する措置等

生活関連物資等の価格安定措置（法 129）

管理する施設及び設備の応急の復旧のため必要な措置（法 139）

第 6 章 復旧、備蓄その他の措置

武力攻撃災害の復旧（法 141）

住民の避難及び救援等に必要な物資及び資材の備蓄等（法 142）

他の市町村から受け入れた避難住民への備蓄物資の供給等（法 143）

国民の保護のための措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄等（法 145）

特殊標章等の交付又は使用許可（法 158②）

第7章 財政上の措置等

特定物資の収用等、土地等の使用、工作物等の除去等の処分が行われたときの損失補償（法159①）

誘導、救援、武力攻撃災害への対処に関する措置又は保健衛生の確保のための協力をした者が死亡したとき等の損害の補償（法160①）

国民の保護のための措置等に要する費用の支弁等（法164、165、167②）

第8章 緊急対処事態に対処するための措置

緊急対処保護措置の実施（法178①）

第183条の規定により準用された規定に基づく事務のうち市町村長の事務（法183）